

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年6月7日(平成28年(行個)諮問第93号)

答申日：平成28年11月17日(平成28年度(行個)答申第131号)

事件名：本人に係る人権相談票等の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定日付け人権相談票及び別紙」(以下「本件文書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)36条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の利用停止請求に対し、平成28年3月17日付け2庶文1第291号により東京法務局長(以下「処分庁」という。)が行った利用不停止決定(以下「原処分」という。)について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

平成27年11月30日付け法務局総務部庶務課文書係の文書にて、審査請求人の希望する「別紙(法務局作成文書)は、削除又は利用停止等」回答文書にて対応する事となっていたにも関わらず、なぜ、相談もしていないのに別紙を公開し、審査請求人に無断で訂正手続をした第三者の行為を正当化し、受付番号をNo. 30からNo. 7,そして、No. 2へと変更し、審査請求人が話していない内容を記録として残すような事となったのか。疑問の為、審査請求となった。

特定日の来庁は、あくまでも特定日A来庁時の偽装相談(略)等ありえない)、人権相談の訂正の話し合い及び審査請求人が特定の登録抹消の間違いを弁護士も利用せず、裁判もせず、復帰していた為、特定個人とは無関係である事。(以下、略)

(2) 意見書

利用停止をしない旨の決定を行った理由について(理由説明書(下記第3)),「職員の作成した相談票の内容が人権相談として取扱うべき内容のものがほとんど」とあるが、そもそも特定日の来庁が、既に相談されている内容(人権相談)が間違っている為、その訂正に関する話し

合いであった。よって、現在保管されている相談票の内容について話し合っておらず、当日の記録として残っている内容である為、削除又は利用停止を求めたのであって、相談票の訂正自体ありえない。

法務省提出の申立書に書いたとおり、「保有個人情報の訂正請求書」の受付番号を、なぜ「30」→「7」→「2」へと変更し、本人以外による訂正の請求にて対応し、初めに作成された相談票の内容を変更しているのか。

原因を究明頂きたい。来庁当日は（略）という相談をしていない為、記載内容の訂正の件で話し合っていた所、（略）である事を話し合ったのが正しい内容である。（以下、略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から利用停止請求のあった保有個人情報の名称は、東京法務局本局が保有している情報であって、審査請求人が相談者となっている特定日付け人権相談票及び別紙（本件文書）である。

処分庁は、下記4の理由により、平成28年3月17日、保有個人情報の利用不停止を決定し、同日付け2庶文1第291号「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権相談票」について

人権相談とは、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とするものであり、法務局・地方法務局及びその支局に相談窓口を開設する常設相談所や市町村役場、公民館などに随時相談窓口を開設する特設相談所などにおいて、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、本件文書につき、保有個人情報の利用停止をする旨の決定を求めていると解される。

4 利用停止をしない旨の決定を行った理由について

人権相談票は、人権相談を行った相談者からの聴取内容を基に、その相談内容等を記載するものであるところ、上記1人権相談票を作成した担当職員に確認した結果、特定日、審査請求人が来庁した際、当該担当職員が当局人権擁護部の相談室において対応し、人権相談票を作成したものであり、審査請求人が、開示した保有個人情報の訂正のために来庁したという記憶はない旨供述している。また、当該人権相談票の別紙に記載した相談内容については、審査請求人が当時相談した内容を記載しており、相違する事実はない旨供述している。別紙の記載内容は多岐にわたり、審査請求

人の主張するように開示情報の誤りについて訂正する用件のみであったとは認められず、むしろ人権相談として取り扱うべき内容のものがほとんどであるので、人権相談として対応し、その内容等について上記1人権相談票を作成した担当職員の判断が誤りであるとは認められない。

したがって、審査請求人との対応を人権相談として作成された上記1人権相談票記載の情報は、適法に取得されたものであると認められる一方、上記人権相談票が法3条2項の規定に違反して保有されている事実も、法8条1項及び2項の規定に違反して利用されている事実も認められず、法38条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当しないので、利用停止はしないこととした。

5 その他

審査請求の対象となっている本件文書については、その保有個人情報利用停止請求に係る受付日が平成26年11月21日となっているところ、これは、同日付けで受領した「保有個人情報訂正請求書」を、以下の経緯により、「保有個人情報利用停止請求書」として処理したためである。

- H26.11.21 保有個人情報訂正請求
- H27.01.20 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定
- H27.03.20 審査請求
- H27.04.21 情報公開・個人情報保護審査会への諮問
(平成27年(行個)諮問第76号)
- H27.09.03 情報公開・個人情報保護審査会の答申
(平成27年度(行個)答申第44号)
- H27.10.26 法務大臣裁決(一部訂正決定の取り消し)
- H27.11.30 請求の趣旨の確認
- H27.12.29 請求の趣旨の回答(法令規程違反の取得、又は目的外利用に該当するため、利用の停止を求める。)
- H28.03.17 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月11日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月12日 審査請求人から資料1を收受
- ⑤ 同月15日 審査請求人から資料2を收受
- ⑥ 同年10月4日 審議
- ⑦ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件利用停止請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した「特定日付け人権相談票及び別紙」（本件文書）に記録された本件対象保有個人情報の利用停止を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、利用不停止とする決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分維持が適当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 当審査会において本件文書を確認したところ、本件文書は、「相談者」欄に審査請求人の氏名が、「相談日時」欄に特定日付けが、それぞれ記録された「人権相談票」と題する文書（以下「文書1」という。）及び当該文書に添付されている右上に「別紙」と記載された文書（以下「文書2」という。）から構成されていると認められる。

(2) 審査請求人は、特定日に法務局を訪れた目的は、以前、審査請求人が開示を受けた保有個人情報（人権相談票）の訂正の話合い等のため、文書2記載のような内容について話し合っていないとして、本件文書に記録された本件対象保有個人情報の利用停止を求める旨主張していると解される。

これに対し、諮問庁は、本件文書を作成した処分庁の担当職員に確認したところ、特定日に審査請求人が来庁した際、当該職員が東京法務局の人権擁護部の相談室において対応し、文書1を作成したものであり、審査請求人が開示した保有個人情報の訂正のために来庁したという記憶はなく、また、文書2に記載した相談内容は、審査請求人が当時相談した内容を記載しており、相違する事実はない旨供述していたとした上で、文書2の記載内容は多岐にわたり、審査請求人の主張するような開示情報の誤りについて訂正する要件のみであったとは認められず、むしろ人

権相談として取り扱うべき内容のものがほとんどであるので、人権相談として対応し、その内容等について本件文書を作成した担当職員の判断が誤りであるとは認められず、適法に取得したものと認められる旨説明する。

- (3) 以上について検討すると、特定日に審査請求人が東京法務局を訪れて、同局の人権相談の担当者がこれに対応したことは明らかである。そこで、当審査会において、文書2の記録内容を子細に確認すると、文書2に記録された計20にわたる事項の中に、本件文書とは別の相談票の記載内容について、審査請求人がそれは違うと指摘した旨が記録されているが、その余は審査請求人の人権相談とみられる内容であると認められる。

審査請求人の意見書や資料等を踏まえると、審査請求人が当日話し合ったとする人権相談票の訂正については、上記の指摘のことを指していると考えられ、そうすると、人権相談を所管する東京法務局において、過去の人権相談票の内容に係る訂正を含め、審査請求人の人権相談とみられる内容の他の相談事項と併せて、全体を人権相談として対応したものとみても、不自然、不合理とはいえない。

したがって、東京法務局の担当者は、当該人権相談に係る対応の記録として、人権相談票（文書1）及びその相談内容をまとめた別紙（文書2）を作成したと認められることから、本件文書に記録された本件対象保有個人情報、東京法務局により適法に取得されたものと認めることができる。

- (4) そして、本件対象保有個人情報は、当該人権相談に係る人権相談票及びその相談の具体的な内容をまとめた別紙に記録された保有個人情報であるところ、上記(3)で検討したところによれば、個々の人権相談を受け付け、必要な措置を採るなどして処理する事務等を所掌している東京法務局において、自ら受け付けた人権相談に関し、その人権相談の処理に利用する目的で、その記録である本件対象保有個人情報を適法に保有していることは明らかである。また、東京法務局において、本件対象保有個人情報をその目的外で利用しているなどということをおかざる事情も見当たらない。したがって、本件対象保有個人情報につき、東京法務局により法3条2項の規定に違反して保有されている事実も、法8条1項及び2項の規定に違反して利用されている事実も認められないとする諮問庁の説明は、首肯できる。

- (5) 以上によれば、本件対象保有個人情報の利用停止請求について、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史